

主な議案の議決結果・概要【第5回 6月定例会】

【○：賛成，●：反対，－：欠席】

提出者	審議案件	本会議議決結果	議案概要																		
			議 案 名 (議席番号順)																		
			1 大橋 建太	2 佐藤 良徳	3 山田 正良	4 波塚 静亮	5 深井 邦彦	6 桑原 一憲	7 白井 妙子	8 今井 博	9 (欠 番)	10 佐藤 政弘	11 長谷 川昭一	12 伊藤 利栄	13 佐藤 利栄	14 牛腸 良民	15 鈴木 政一	16 熊倉 雄吾	17 剣持 雄吾	18 羽下 貢	19 阿部 周夫
議第62号	五泉市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第63号	五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第64号	五泉市村松工業団地公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第65号	五泉市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第66号	五泉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第67号	五泉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第68号	五泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第69号	五泉市青少年育成センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第70号	五泉市粟島ふれあい館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第71号	五泉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第72号	五泉市総合会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第73号	五泉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第74号	五泉市森林公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第75号	令和4年度五泉市一般会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第76号	令和4年度五泉市一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第77号	令和4年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
議第78号	令和4年度五泉市介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
議第79号	令和4年度五泉市水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
議第80号	令和4年度五泉市下水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
議第81号	令和4年度五泉市一般会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(中川 利美 氏)	適任と認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願者	請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願	採択	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員	発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について	可決	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっていません。